

# 令和4年度（2022年度）熊本県生活保護法施行事務指導監査実施要綱

## 第1 監査の目的

監査は、福祉事務所における生活保護法施行事務全般につき、その適否を関係法令及び取扱指針等に照らし個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう指導援助するものである。

## 第2 監査の基本的考え方

生活保護法施行事務指導監査は、福祉事務所の保護の事業運営及び実施水準の一層の向上を図るため、別紙「熊本県が実施する指導監査の主眼事項及び着眼点」を基本とし、保護動向や前年度監査結果、国の重点事項等を踏まえ、効果的に実施する。

## 第3 監査の実施方針

監査の実施方針は、国が示す重点事項等を考慮して、別紙「令和4年度（2022年度）生活保護法施行事務指導監査実施方針」のとおりとする。

## 第4 監査の実施機関

監査は、健康福祉部長寿社会局社会福祉課生活保護班が行う。

## 第5 監査の対象

監査の対象は、熊本市を除く全福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）とする。

## 第6 監査の実施

### 1 監査の類型及び実施方式

監査は、一般監査、特別監査、特別指導監査の3種類とし、「熊本県が実施する指導監査の主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの聴取により行う。

### 2 一般監査の方法

#### (1) 対象福祉事務所

厚生労働省による監査及び特別指導監査対象福祉事務所を除く福祉事務所を対象とする。

#### (2) 日数及び日程等

福祉事務所の規模及び管内の保護動向、懸案事項等を勘案し、別途定める。

#### (3) 班編制

監査班長は、健康福祉部長寿社会局社会福祉課生活保護班担当とし、福祉事務所の規模等に応じて課長又は課長補佐をこれに充てる。

監査班員は、健康福祉部長寿社会局社会福祉課生活保護班員（以下「監査員」という。）で編成する。

#### (4) 実施方法等

##### ① 組織運営ヒアリング

別紙「組織運営ヒアリング調書」の項目に沿って、福祉事務所の運営管理等全般について、幹部職員等から聴取するほか、必要に応じて関係帳票類等を精査・確認することにより実施する。

##### ② 事項別検討

別紙「事項別評価調書」の各事項について、別紙「事項別検討に係る事前準備及び当日の進め方について」に基づき検討を行う。

##### ③ 個別ケース検討

ア 一般監査のケース検討数（実地調査含む）は、全ケースの5～10%とし、状況に応じて調整する。

イ 監査員は、別紙「熊本県が実施する指導監査の主眼事項と着眼点」に留意しながら、別紙「ケース検討票」を用いてケース検討を行うとともに、個別ケースの問題点の指摘にとどまらず、その発生原因と対応策についても現業員と十分協議を行う。

○「暴力団関係ケース」については、原則として全件検討を行うこととするが、前年度監査で特に問題がなかった場合は隔年検討とする。

○「新規開始ケース」、「高齢者等ケース」、「稼働年齢層ケース」、「その他のケース」については、前年度及び前々年度に検討を行ったケースを除き、適宜抽出し検討を行う。

### 3 特別監査の方法

#### (1) 対象福祉事務所

- ① 特定の事項に問題が生じている福祉事務所
- ② 保護動向に特異な傾向が見られる福祉事務所
- ③ 一般監査の評価が低く（生活保護法施行事務指導監査結果総合評価においてD又はE判定）、是正改善状況を確認する必要がある福祉事務所
- ④ 該当する福祉事務所がない場合は実施しないものとする。

#### (2) 日数

福祉事務所の状況に応じて必要日数とする。

#### (3) 班編制

監査班は監査班長以下、福祉事務所の規模、懸案事項等総合的に勘案し編成する。

### 4 特別指導監査の方法

#### (1) 対象福祉事務所の選定

前年度の監査結果で評価の低かった福祉事務所の中から、保護の適正実施と実施水準の一層の向上を図るため、重点的かつ継続的な指導が必要と考えられる福祉事務所を選定するものとする。

#### (2) 内容

特別指導監査は、「一般指導監査」、「特別指導」、「確認監査」とする。

(3) 日数

福祉事務所の状況に応じ必要日数とする。

(4) 班編制

監査班は監査班長以下、福祉事務所の規模、懸案事項等総合的に勘案し編成する。

(5) 実施方法等

① 一般指導監査

一般監査の例により行うこととするが、一般指導監査実施前に関係資料等により対象福祉事務所の現状及び課題について十分検討を行い、当該福祉事務所に係る重点的着眼点を策定する。

検討対象ケースの選定に当たっては、指導による運営改善が効果的に行えるよう重点的着眼点を踏まえて行うものとする。

② 特別指導

一般指導監査終了後、問題事項に係る対応状況の把握及び指導のため、ヒアリングによる特別指導を実施する。なお、特別指導は、③の確認監査と併せて実施しても構わないものとする。

③ 確認監査

特別指導終了後、一般指導監査の是正状況等の確認のため確認監査を実施し、是正改善報告を求める。なお、是正状況は一般指導監査の是正結果報告書に基づき確認する。

## 5 監査の実施時期

別紙「令和4年度（2022年度）生活保護事業計画表」により実施する。

## 6 監査の事前準備

(1) 提出資料及び提出期限

監査の事前準備として求める資料は、別添「生活保護法施行事務監査資料」とし、福祉事務所は監査実施10日前までに健康福祉部長寿社会局長宛てに提出するものとする。

(2) 事前検討

監査の円滑かつ効率的な実施を図るため、事前提出された監査資料を基に監査班長と監査班員で事前検討を行うこととする。

## 7 監査結果の措置

監査の指導指示事項について、速やかな是正改善を促し、福祉事務所の組織的運営管理の向上を図るとともに、より効果的な監査を実施するため、次の措置を行う。

(1) 講評及び口頭指導

監査終了後、福祉事務所の所長等関係職員に対し、講評及び口頭による指導指示を行う。

(2) 監査結果の検討

監査結果については、帰庁後組織的に事後検討を行い、その問題点の本質や具体的改善方策等の整理検討を行う。

(3) 監査結果の指示及び確認

- ① 福祉事務所に対する指示は、前項の検討を踏まえ、重要な事実認定及び実施要領等の根拠を明確に示すとともに、改善が必要な事項・内容にとどまらず、具体的な改善方法を含め、監査終了後概ね3か月以内に文書により通知する。
- ② 指導指示事項に対する是正改善の措置状況については、提出期限を付して報告を求める。また、必要に応じ監査職員による確認を行うものとする。
- ③ 報告のあった改善方法に具体性がない場合、再度提出を求めるものとする。

(4) 監査結果の評価

本県の実施した監査の結果については、県本庁において定める別紙「生活保護法施行事務指導監査結果の評価基準について」により評価を行い、別紙『福祉事務所指導台帳』に監査結果の他、実施機関の分析、次回監査における留意事項等を記載し、次年度の監査の基礎資料とする。

附 則

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。